（概算保険料の増額等）

第二十五条　（略）

2　法第十六条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　事業に係る労働者数

八　事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号

（削る）

（確定保険料申告書）

第三十三条　法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　事業に係る労働者数

七　事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号

（削る）

（一括有期事業についての報告）

第三十四条　法第七条の規定により一の事業とみなされる事業についての事業主は、次の保険年度の六月一日から起算して四十日以内又は保険関係が消滅した日から起算して五十日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

一　労働保険番号

二　事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三　事業の名称、事業の行われる場所、事業の期間及び事業に係る賃金総額

四　建設の事業にあつては、当該事業に係る請負金額及びその内訳並びに第十三条第一項に規定する請負金額に乗ずべき率

五　立木の伐採の事業にあつては、立木の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地、当該事業に係る労働者の延べ人数、素材の生産量並びに素材一立方メートルを生産するために必要な労務費の額

（労働保険料の還付）

第三十六条　事業主が、法第十九条第一項及び第二項の申告書（第三十八条において「確定保険料申告書」という。）を提出する際に、又は法第十九条第四項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して十日以内に、それぞれ、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額（以下「超過額」という。）の還付を請求したときは、官署支出官又は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏（以下「所轄都道府県労働局資金前渡官吏」という。）は、その超過額を還付するものとする。事業主が、法第二十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により引き下げられた労働保険料の額についての所轄都道府県労働局歳入徴収官の通知を受けた日の翌日から起算して十日以内に同条第三項の差額の還付を請求したときも、同様とする。

2　前項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏（第一条第三項第一号の一般保険料並びに同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料に係る労働保険料還付請求書にあつては、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長を経由して官署支出官又は所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局資金前渡官吏）に提出することによつて行わなければならない。

一　労働保険番号

二　事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

（概算保険料の増額等）

第二十五条　（略）

2　法第十六条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（新設）

（新設）

3　法第十六条の申告書は、増加概算保険料申告書（様式第六号）とする。

（確定保険料申告書）

第三十三条　法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

2　法第十九条第一項及び第二項の申告書は、確定保険料申告書（様式第六号）とする。

（一括有期事業についての報告）

第三十四条　法第七条の規定により一の事業とみなされる事業についての事業主は、次の保険年度の六月一日から起算して四十日以内又は保険関係が消滅した日から起算して五十日以内に、一括有期事業報告書（様式第七号）を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（労働保険料の還付）

第三十六条　事業主が、確定保険料申告書を提出する際に、又は法第十九条第四項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して十日以内に、それぞれ、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額（以下「超過額」という。）の還付を請求したときは、官署支出官又は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏（以下「所轄都道府県労働局資金前渡官吏」という。）は、その超過額を還付するものとする。事業主が、法第二十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により引き下げられた労働保険料の額についての所轄都道府県労働局歳入徴収官の通知を受けた日の翌日から起算して十日以内に同条第三項の差額の還付を請求したときも、同様とする。

2　前項の規定による請求は、労働保険料還付請求書（様式第八号）を官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏（第一条第三項第一号の一般保険料並びに同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料に係る労働保険料還付請求書にあつては、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長を経由して官署支出官又は所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局資金前渡官吏）に提出することによつて行わなければならない。

（新設）

（新設）